

【事案Ⅵ－5】弁護士費用特約共済金請求

・平成 29 年 12 月 20 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は申立人代理人に、自己が被害者となった交通事故の賠償請求について委任した。申立人代理人は、暫定着手金を被申立人から受領した。そして受任後、逸失利益獲得にかかる異議申立てをして肺機能障害を認めさせた。さらに申立人代理人は申立人のための訴訟準備をして訴状を作成し、請求金額を確定して証拠資料も作成した。本訴訟は、明白な過失相殺が認められるような案件でないと考えられることから、LAC 基準により 212 万 1370 円の追加着手金を弁護士費用特約共済金の対象として請求した。

被申立人からは、経済的利益が確定していない段階では、LAC マニュアル改訂第 4 版に沿って、過失相殺の面などの取扱いを勘案して最も少ない額をベースに請求されるべきであり、同基準を再確認のうえ請求内容を再考するよう求めたため、申立人はこれを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は自動車共済の弁護士特約共済金 212 万 1370 円を申立人に支払え、との判断を求める。

(1) 平成 28 年 12 月、申立人は申立人代理人に自己が被害者となった交通事故の賠償請求につき委任した。

なお、①委任事項は交渉事件となっているが、その後の調査では本件は訴訟提起が適切であることが判明したことから同条件で訴訟を委任事項にする旨の口頭合意をした。また、②被申立人が日弁連 LAC の協定団体であることから、契約外については LAC 基準によることも口頭合意している。

申立人代理人は受任後、弁護士会照会による事故状況調査等をする他に事前認定での後遺障害等級認定では、申立人の肺機能障害が評価されておらず、これでは訴訟による逸失利益獲得の上で不利益となることから異議申立をして、申立人の肺機能障害を認めた認定に変更させた。

(2) 申立人代理人は申立人のための訴訟準備をして訴状を作成し、請求金額を確定して、証拠書類も作成した。

なお、訴訟の見通しについては、本件は調書から明白に過失相殺が認められるような場合ではない。

(3) 申立人代理人は訴訟準備が整ったことから、受任前に加害者側から示談案が示されていたことも加味して平成 29 年 9 月 27 日、LAC 基準に従って 212 万 1370 円の請

求をした。

被申立人からは、過失相殺されるべき等の理由から減額する旨の回答があり、目にあまるものがあることから本件申立てを行ったものである。

＜共済団体の主張＞

申立人の被申立人に対する申立ては否認、ないしは争う。

- (1) 当共済組合の弁護士特約約款・事業規約第9条（共済金の請求）に基づき、共済金請求権は同約款・事業規約第2条において「弁護士等費用を支出した時に発生し、これを行行使することができる」と明記しており、これが共済金請求権の要件である。本件は被共済者による弁護士費用等の支払いが確認されておらず、約款・事業規約上支払うことはできない。なお、弁護士に直接請求権はない。
- (2) 一方で実務上、被共済者が実際に支出していなくても共済者と被共済者の合意に基づき支払が行われることがある。実際に本件も相談費用、着手金、諸費用として119,202円を支払済みであり、また、追加着手金が妥当な請求額であれば、応じることを回答している。
- (3) 今回申立人代理人より申立の趣旨記載の追加着手金、諸費用等の請求がきているが、LAC マニュアル改訂第四版に、経済的利益の額が確定していない段階では、『現在の人損の状況から考えて、いわゆる赤本等を基準に推認される金額のうち最も少ない金額を人的損害の損害額（ただし、過失相殺等がある場合はそれらを考慮した損害賠償額。以下同じ。）として仮に定めて、その合計額を経済的利益として当初着手金を定めて受任し、その後、最終的な損害額が算定できた時点で、その損害額を基準として導き出される着手金から既払の当初着手金を控除した金額を追加着手金として請求することが考えられます。』と記載されており、同マニュアルには日弁連リーガル・アクセス・センターによるもので、序文にもこの基準を「尊重することになっています」と明記されている。申立人代理人においては同基準を再確認の上請求内容を再考されたい。

＜裁定の概要＞

過失相殺の有無等損害賠償額の算定に係る要素が大きいことから、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号における「申立内容がその性質上裁定を行うに適當でない」と認められる場合に該当することから、裁定申立てを不受理とした。